

（仮称）中野区自殺対策計画の骨子について

（仮称）中野区自殺対策計画の策定にあたり、中野区自殺対策審議会において審議を進め、計画の骨子としてまとめたので報告する。

1 本計画の目的

平成 18 年（2006 年）の自殺対策基本法の制定後、自殺対策は一定の成果を上げてきたが、我が国の自殺死亡率【人口 10 万人当たりの自殺による死亡率、平成 27 年（2015 年）18.5】は、主要 7 か国の中で最も高く、自殺者数の累計は毎年 2 万人を超えている。

こうしたなか、平成 28 年（2016 年）4 月に改正された自殺対策基本法第 13 条の規定により、全ての都道府県及び市町村は「自殺対策計画」を定めることが義務付けられた。区市町村の計画は都道府県の計画を踏まえて策定することとされており、東京都は平成 30 年（2018 年）6 月に「東京都自殺総合対策計画～こころといのちのサポートプラン～」を策定した。

区はこれまでも様々な自殺対策の施策に取り組んできたが、さらに自殺対策を全区的な取組とするため、平成 30 年（2018 年）9 月に中野区自殺対策審議会を設置した。平成 31 年度（2019 年度）を目指し、（仮称）中野区自殺対策計画を策定し、施策を総合的に推進する。

2 計画期間

平成 31 年度（2019 年度）から 5 年間

3 計画の骨子

別紙 1 および別紙 2 のとおり

4 今後のスケジュール（予定）

|                    |                            |
|--------------------|----------------------------|
| 平成 31 年（2019 年）2 月 | 第 3 回中野区自殺対策審議会<br>計画素案の策定 |
| 3 月                | 厚生委員会報告                    |
| 4 月                | 区民意見交換会の実施                 |
| 5 月                | 第 4 回中野区自殺対策審議会<br>計画案の策定  |
| 6 月                | 厚生委員会報告                    |
| 7 月                | パブリック・コメント手続きの実施           |
| 10 月               | 計画決定                       |

## 第1章 計画の策定にあたって

- (1) 背景・国および都の動向
- (2) 自殺対策の基本的な考え方
- (3) 計画の位置づけ
- (4) 基本理念  
『かけがえのない“いのち”を守るまち中野』  
区民の誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す
- (5) 計画の期間  
2019年度を初年度とし、2023年度までの5年計画
- (6) 成果指標

## 第2章 中野区の自殺の現状と課題

- (1) 統計データから見る中野区の現状  
※プロフィールデータの引用
- (2) 健康福祉に関する意識調査の結果  
※30年度実施分の掲載
- (3) これまでの取組
  - ①研修
  - ②普及啓発
  - ③相談事業
- (4) 統計データと意識調査結果からみた中野区の現状と課題

## 第3章 中野区における今後の方向性

- 基本目標1：生きることの促進要因を増やす  
基本目標2：生きることの阻害要因を減らす  
基本目標3：関係機関が連携して自殺対策を推進する
- (1) 各目標に対する成果指標
  - (2) 自殺対策の推進体制

## 第4章 施策

詳細は別紙2を参照

## 参考資料

- (1) 中野区自殺対策審議会条例
- (2) 中野区自殺対策審議会委員名簿
- (3) 中野区自殺対策計画策定経過

